

2020年11月9日

自由民主党「海運・造船対策特別委員会、海事立国推進議員連盟」合同会議

～海事産業の再構築のための予算・税制等に関する決議を採択～

一般社団法人日本船主協会

自由民主党「海運・造船対策特別委員会（委員長：村上誠一郎衆議院議員）」および「海事立国推進議員連盟（会長：衛藤征士郎衆議院議員、事務局長：盛山正仁衆議院議員）」の合同会議が2020年11月9日（月）14時より自民党本部会議室にて開催され国会議員、地方自治体、国土交通省海事局および海事関係5団体が出席した。

冒頭、村上委員長および衛藤会長から夫々挨拶があった後、盛山事務局長の進行のもと、はじめに海事局長から「令和3年度の予算・税制改正の要求内容」等について説明があり、続いて造船業を地元の主要産業として抱える7つの地方自治体（今治・玉野・尾道・丸亀・伊万里・佐伯・臼杵）の市長から意見が開陳された後、当協会、日本造船工業会、日本内航海運組合総連合会が税制改正等の要望概要について説明をした。

当協会からは、中島孝常勤副会長および森重俊也理事長が出席し、当協会の令和3年度税制改正重点要望である「外航船舶の特別償却制度の延長」、「国際船舶に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長」および「造船業の競争基盤整備に係る固定資産税の特例措置の創設」の3点について改めて要望した。

その後、出席議員から様々な意見が出され、最後に、当協会の重点要望3点を含む「海事産業を支える予算・税制に関する決議（案）」が採択され、盛山事務局長より、本日、決議を携えて、財務省主計局長および主税局長ならびに総務省自治税務局長等にそれぞれ要望に出向く旨、説明があった。

当協会は、今後も引き続き、税制改正要望の実現に向けた活動を行っていく。

以上

## 海事産業の再構築のための予算・税制等に関する決議（案）

令和二年十一月九日

自由民主党政務調査会

海運・造船対策特別委員会

自由民主党

海事立国推進議員連盟

四面を海に囲まれた海洋国家である我が国にとって、海運・造船をはじめとする海事産業は、国民生活の安定や経済活動の発展の基盤であり、その役割は極めて重要である。安定的な海上輸送を担う海運業は、コロナ禍においても我が国の物流・人流を支え、また、造船業・船用工業は、裾野の広い地域密着型産業として、地域の経済・雇用とともに、我が国の安全保障を支えている。

一方で、昨今の造船や海運を取り巻く状況に目を向けると、造船分野においては、近年、中国・韓国による自国造船業に対する強力な支援や造船所の大規模化の進展により、相対的に小規模な造船所の多い我が国の国際競争力は低下し、コロナ禍により手持ち工事量が激減するなどかつてない危機的状況に置かれており、このままでは船舶の安定的な供給に支障をきたしかねない懸念がある。外航海運においては、コロナ禍による生産活動の停滞により、一部貨物で需要が大幅減少し、厳しい経営状況に置かれている中、これまで以上に安定的な国際海上輸送の確保や国際競争力が求められている。内航海運においては、中小企業が大宗を占める中、来年度、船舶供給規制が終了することに伴い、より一層の経営力の向上とともに、荷主との硬直的な取引関係の改善が喫緊の課題となっている。さらに、担い手である船員については、高齢化の進展や働き方改革に対応するため、労働環境改善に取り組む必要がある。

また、ポストコロナ社会を見据え、二〇五〇年カーボンニュートラルやデジタル社会の実現などの分野横断的な課題に対しても、具体的な取組みが求められている。

以上のような状況に対応し、海事産業の再構築を実現するため、令和二年度補正予算及び令和三年度予算・税制改正において、必要かつ十分な措置が講じられるとともに、これらと関連する法制度改正に取り組むことが不可欠である。

このため、海運・造船対策特別委員会及び海事立国推進議員連盟において、右決議する。

一、事業再編や生産性向上、自動運航、ゼロエミッション等の次世代技術開発、海洋開発分野の技術力向上を通じた我が国造船業等の国際競争力強化を着実に実現するための十分な予算を確保すること。  
一、造船業等の事業再編等を促進し、高品質・高性能な船舶を供給する体制整備を図るため、生産性向上に資する設備投資に対する固定資産税の軽減措置を創設すること。

一、国際海上輸送上重要な日本籍の外航船舶の増加を促進し、国際競争力強化を図るため、当該船舶に係る固定資産税の軽減措置を延長するとともに、国内造船業の競争基盤を促進する新たな制度とあわせて、一定の性能を有する船舶を導入する場合について軽減措置を拡充すること。

一、船舶の特別償却制度、中小企業投資促進税制及び軽油引取税の課税免除を延長すること。

一、我が国海事産業の再構築を図るため、造船業の競争基盤の強化、海運業の競争力の強化・経営力向上、船員の労働環境整備等のための必要な法制度改正を実現すること。

一、コロナ禍における海事産業全体の雇用を守るために雇用調整助成金の特例措置の継続や旅客船需要喚起のための支援の継続、特定の輸送サービスの基盤を損なわない、陸海空で全体にバランスのとれた需要喚起や経済活性化の措置を継続するとともに、パナマ運河の通航料金に関し、我が国海運業界が不当な取り扱いを受けないよう、パナマ政府との交渉に取り組むこと。